

市街地循環バス『ら・くるっと』の協議運賃の設定に対する ご意見等の募集結果について

1 募集方法の概要

(1) 周知方法

市役所総合窓口（本庁舎1階）、交通対策課（本庁舎1階）、各支局、各
市民センターに備え付けたほか、市のホームページに掲載

(2) 募集期間

令和8年1月9日（金）から令和8年1月26日（月）

(3) 提出方法

直接持参、郵便、ファクシミリ、電子メールなど

(4) 提出先

新見市市民生活部交通対策課

2 募集結果

(1) ご意見等の提出数 1通

(2) ご意見等の総数 1件

3 ご意見等の概要と対応方針

別添のとおり

4 結果の公表の方法等

市役所総合窓口、交通対策課、各支局、各市民センターに備え付けている
ほか、市のホームページに掲載しています。

備え付け期間は、令和8年2月6日（金）から令和8年2月26日（木）
までです。

5 問い合わせ先

新見市市民生活部交通対策課（新見市地域公共交通会議事務局）
（電話番号）0867-72-6122

パブリックコメントに対する新見市地域公共交通会議の考え方
(市街地循環バス『ら・くるっと』の協議運賃の設定)

番号	ご意見等	新見市地域公共交通会議の考え方
1	らくるっとの利用は 自動車の所有出来ない 貧困層等が利用するものなので、 運賃の値上げには反対だ。	今回の運行体制の拡充により、運行路線を 延伸させるとともに、2台運行を実現するこ とで利便性は大幅に向上すると考えておりま す。 「ら・くるっと」が将来にわたって持続可 能な公共交通となるよう、今回、新たに協議 運賃を設定させていただきました。
2		
3		
4		
5		
6		